

佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたしている観光施設指定管理者の事業及び経営継続を支援することを目的に、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐渡市条例第27号）第7条の規定により指定され、別表第1に定める観光施設の指定管理者であること。
- (2) 令和2年4月から9月までの期間の収入額が過去3箇年における同期間の収入額の平均と比較して、1,000万円以上かつ50%以上減少していること。
- (3) 新型コロナウイルス感染防止を目的とした「新しい生活様式」に対応するための密接・密集・密閉を避ける取組及びその他「新しい生活様式」に対応するための取組を講じながら、管理運営業務を継続すること。
- (4) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33条）第2条第1号又は第2号に該当しない者であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと（当該滞納について市に分割納付の誓約をしている者を除く。）。
- (6) 別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断した者でないこと。

(交付額)

第3条 支援金の交付額は、1施設当たり一律500万円とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、観光施設指定管理者経営継続支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、観光施設指定管理者経営継続支援金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、支援金の適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、支援金の交付決定及び額の確定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、支援金を交付しないと認めるときは、その理由を付して観光施設指定管理者経営継続支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(支援金の支払)

第6条 前条の規定により交付すべき支援金の額を確定したときは、申請者から提出された観光施設指定管理者経営継続支援金交付請求書(様式第4号)により支援金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者(以下「支援事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定により付された条件に違反したとき。

(2) その他法令等に違反したとき。

(3) 本市との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、観光施設指定管理者経営継続支援金交付決定取消通知書

(様式第5号)により支援事業者に通知する。

- 3 第1項の規定は、第5条の規定による支援金の額の確定があった後においても適用する。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援事業者が、前条の規定により交付決定を取り消したときは、支給した金額の一部又は全額の返還を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を支援事業者に通知する。

- (1) 返還すべき支援金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 3 市長は、第1項の規定により支援金の返還を請求するときは、観光施設指定管理者経営継続支援金返還命令書(様式第6号)により行うものとする。

- 4 市長は、支援事業者が返還すべき支援金を第2項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収することができる。

(加算金)

第9条 市長は、加算金を徴収する場合において、支援事業者の納付した金額が返還を請求した支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した支援金の額に充てるものとする。

- 2 市長は、支援事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

- 3 支援事業者は、前項の申請をするときは、観光施設指定管理者経営継続支援金返還に係る加算金(免除・減額)申請書(様式第7号)により行うものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した支援金

の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、支援事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 支援事業者は、前項の申請をするときは、観光施設指定管理者経営継続支援金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第7号）により行うものとする。

（支援金交付の停止）

第11条 市長は、支援事業者が別表第2の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において支援金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる者については、支援金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の停止をすることとなった場合は、観光施設指定管理者経営継続支援金停止通知書（様式第8号）により支援事業者に通知する。

3 別表第2に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者並びにそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた支援事業者の交付停止期間は、別表第2に定める停止期間の2倍の期間とする。

（関係書類の保管）

第12条 支援事業者は、支援事業に係る証拠書類等を、支援事業の終了年度の次の年度から5年間保管しなくてはならない。

（所管）

第13条 この事業の事務は、観光振興課において所掌する。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月15日から施行する。

(失効規定)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

観光施設
ドンデン山荘
佐和田森林公園オートパークさわた
赤泊農林漁業体験宿泊施設サンライズ城が浜 赤泊温泉保養センターあかどまり城が浜温泉
赤泊自然休養村管理センター
交流センター白雲台
窪田キャンプ場

別表第2（第2条、第11条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
補助金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不相当であるとき。	処分を発した日又は補助金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
補助事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

指定管理者名

代表者氏名

印

観光施設指定管理者経営継続支援金交付申請書兼実績報告書

佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱第4条の規定に基づき、支援金の交付を申請します。

記

1 観光施設名称 _____

2 収入状況

(1) 令和2年4月から9月の収入合計額	_____ 円
(2) 平成29年4月から9月の収入合計額	_____ 円
(3) 平成30年4月から9月の収入合計額	_____ 円
(4) 平成31年4月から9月の収入合計額	_____ 円
(5) 過去3か年同期の平均収入合計額	_____ 円
(6) 減少率 $((5) - (1)) / (5) \times 100$	_____ %

3 感染防止に資する取組の内容

- _____
- _____
- _____

4 添付資料

- (1) 令和2年4月から9月及び過去3か年同期の売上台帳等の写し
- (2) 誓約書
- (3) 感染防止に資する取組みが確認できる資料

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

指定管理者名

代表者氏名

㊞

誓 約 書

私は、佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金の交付を申請するに当たり、同要綱の第2条全ての要件を満たしていることを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

また、市税の納入状況を確認するため税務情報を照会することを承諾します。

代表者氏名

㊞

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



観光施設指定管理者経営継続支援金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました観光施設指定管理者経営継続支援金の交付について、同支援金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

1 観光施設名称

2 交付決定及び額確定額 円

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



観光施設指定管理者経営継続支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました観光施設指定管理者経営継続支援金の交付について、同支援金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

1 観光施設名称

（不交付の理由）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

指定管理者名

代表者氏名

⑩

観光施設指定管理者経営継続支援金交付請求書

佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱第6条の規定により請求
します。

記

1 観光施設名称 _____

2 請求金額 _____ 円

3 振込先 _____
(金融機関・支店名)

(口座種別) 普 通 ・ 当 座

(口座番号)

フリガナ
(口座名義)

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



観光施設指定管理者経営継続支援金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定のあった観光施設指定管理者経営継続支援金については、佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱第7条第2項の規定により、その交付決定を取り消すこととしたので通知します。

1 観光施設名称

2 交付決定取消額 円

3 取消理由

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



観光施設指定管理者経営継続支援金返還命令書

佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 観光施設名称

2 返還すべき額 円

3 返還期限

様式第7号（第9条、第10条関係）

第 号
年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住所

指定管理者名

代表者氏名

㊟

観光施設指定管理者経営継続支援金返還に係る
（加算金・延滞金）（免除・減額）申請書

年 月 日付で 第 号で支援金の交付決定兼額確定通知を受けた観光施設指定管理者経営継続支援金の返還に係る（加算金・延滞金）の（免除・減額）を受けたいので、同支援金交付要綱第（9・10）条第（3・4）項の規定により次のとおり申請します。

1 観光施設名称

2 （加算金・延滞金）の額 円

3 （加算金・延滞金）（免除・減額）申請の理由

第 号
年 月 日

様

佐渡市長



観光施設指定管理者経営継続支援金停止通知書

佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱第11条第2項の規定により、支援金の交付を（停止・再停止）します。

1 観光施設名称

2 停止期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 その他

再停止の場合は、佐渡市観光施設指定管理者経営継続支援金交付要綱別表に定める停止期間の2倍の期間とする。